

パブリックコメントの結果について

「羽田空港跡地まちづくり推進計画（素案）」の公表とともに実施した意見募集に対して、多数の貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、ありがとうございました。

ここに、お寄せいただいたご意見等の概要を紹介するとともに、本計画における羽田空港移転問題協議会の考え方をお示しいたします。紹介するご意見等の概要は、ご意見等の主旨を考慮し、類似の意見等の集約を行い、代表的な意見として掲載しておりますので、ご了承ください。

お寄せいただいたご意見等を踏まえ、本計画を策定させていただくとともに、今後、羽田空港跡地のまちづくりを進めていく中で、参考とさせていただきます。

意見募集の概要

募集期間 : 平成22年8月20日(金)から9月2日(木)まで
 ご意見等の総数: 219件(43通)
 応募媒体別内訳(電子メール34通 FAX4通 郵送5通)

ご意見等の概要と羽田空港移転問題協議会の考え方

1. まちづくりの基本的方向性に関する意見

主な意見	意見に対する見解
空港利用者の利便性や満足度の向上を図るべき。	<p>本計画は、平成20年に策定した「羽田空港跡地利用基本計画」(以下、「基本計画」と記します。)を踏まえ、「空港を活かす」、「空港と連携する」、「周辺と調和する」を基本的な視点として策定しています。</p> <p>また、「まちづくりにあたっての配慮事項」に、「空港利用との連携」、「環境と共生したまちの形成」、「豊かな緑や水辺に囲まれた美しい都市空間の創出」、「観光立国・国際交流を支えるまちの実現」、「安全で安心なまちの実現」、「人にやさしいまちの実現」を掲げています。</p> <p>頂いたご意見の内容については、具体的には、今後、事業実施段階に検討が行われるものと考えます。</p>
温室効果ガス削減の観点から、未利用エネルギー・再生可能エネルギーの活用、最先端エネルギーシステムの導入、熱源の高効率化、街区間・建物間でのエネルギーの共通利用、雑排水や雨水の利用を図るべき。	
海・河川などを生かし、緑を多くするなど、人々が交流でき快適と感じる空間づくりに配慮したバランスの良い計画とするべき。	
四季折々の草花の咲く、幼児・高齢者の憩いの場所とすること。	
観光力のアップを図るべき。	
国内、訪日旅行者の誘客に注力すべき(地元区の観光資源、アニメやゲームの活用等)。	
案内看板を多言語化するなど国際化にあわせた工夫をするべき。	
人にやさしいまちづくりをするべき。	
24時間国際拠点に対応した交通結節点としての整備が必要。	
大田区並びに東京都の産業振興や空港周辺地域の活性化につながるるとともに、国際線ターミナルと共存できるようにするべき。	
跡地へのアクセスを円滑にするべき。	
空港利用者の交通の妨げになるような施設は避けるべき。	
夢・希望あふれる跡地利用や、将来的な経済効果や地域力向上など、繁栄と展望を望むための跡地利用を行うべき。	

2. 土地利用に関する意見

主な意見	意見に対する見解
<p>(1)「施設・機能を導入するべき」という意見</p> <p>第1ゾーン 温泉、マリンセンター(区整備・地元住民運営の災害支援ボランティアによる救助支援施設)、集客施設、商業施設、国際的な関わりの場、空港及び周辺地域との連携による賑わい施設</p> <p>第2ゾーン 駐車施設、温泉、宿泊施設、宴会場、会議室、セミナー会場、商業集積施設</p> <p>場所の指定なし ショッピングセンター、テーマパーク、ヘリパッド、航空産業博物館、集客施設、道の駅、子供が(航空関係の)仕事を体験できる施設、陸上競技場、温泉、レストラン、サッカー場、犬の飼い方の教育施設、ペットと飼い主のマッチング施設、ドッグラン、国際線ターミナルの拡張スペース、国際会議スペース、展示スペース、国際ホテル、コンベンションセンター、ショールーム、見学・体験コーナー、ランナーズステーション、テニスコート、スポーツ施設、バーベキュー施設、キャンプ施設、飲食店、露店、飲料水販売施設、砂地、ライブ・イベント会場、各種情報発信やチケット発行、宇宙・未来を連想させる施設、イベントの開催(神輿担ぎ・祭り、マラソン大会、文化交流イベント、レンタサイクルによるスタンプラリー、プロ野球球団の誘致、マグロ解体等)等</p>	<p>跡地の土地利用については、基本計画における「各ゾーンの特性と利用の方向性」に基づいて検討したものです。</p> <p>第1ゾーンは、空港・市街地との近接性を活かし、産業・文化の交流の場を提供する観点から、「産業・文化交流機能」、や「多目的広場」などを導入することとしています。</p> <p>第2ゾーンは、国際線地区に隣接していることを活かし、宿泊機能と複合業務機能を導入することとしています。具体的には、民間より提案を受けることとしています。</p>

主な意見	意見に対する見解
(2) 産業・文化交流機能に関する意見	素案では、交通結節機能を向上させるため天空橋駅前の駅前広場の設置を位置付けており、公共交通を重視したまちづくりの方向性を示しています。
「駐車場を設ける」との記述があるが、来客に自動車を優先するのではなく、電車・モノレール・バス等の公共交通手段の利用を優先するべき。	また、自動車交通についても適切に対応する必要があり、産業交流施設についても、来場者用の駐車場が必要と考えています。なお、ご意見を踏まえ、記載を修正しました。
他と類似する施設ではなく、羽田ならではの、観光客を呼べる施設にするべき。	第1ゾーンについては、基本計画において利用の方向性として示した、「文化・交流施設」、「産業支援施設」、「緑地等」を踏まえ、産業交流施設及び多目的広場を中心とした土地利用を進めることとしています。
地元産物の直売所やそれを使用した食事所を設置するべき。	産業交流施設には、展示場、会議室、産業支援施設、羽田の歴史コーナーなどを配置し、産業や文化的な交流ニーズに応えられるようにします。また、避難場所としての機能を有する多目的広場との一体的な活用を図ります。
最新技術を持った企業を呼び込み、展覧会や情報交換・企業間の仲介をおこなうべき。	具体的には今後、頂いたご意見も踏まえながら、産業・文化の交流拠点及び多目的広場の検討を進めていきます。
産業プラザPIOと重複するため、設置するべきではない。	
産業交流施設とはどのようなものか分かりやすく説明するべき。	
羽田の歴史コーナーについて	
・日本の飛行機、民間航空史等、航空に関する展示をするべき。	
・米軍の命令で立ち退きを余儀なくされた地元の住民の苦難の歴史を残すべき。	
・大田区内の史跡との重複をさけるべき。	
・羽田に限定しないで様々なことを紹介するコーナーとするべき。	
・学生が研究に使えるような内容にするべき。	
・不要。	
「産業文化・交流機能」から「文化・交流機能」を独立させるべき。	
(3) 多目的広場に関する意見	
意匠は、常緑の緑やもとからそこにあったような自然を造り、管理を徹底するべき。	
日本の昔にタイムスリップしたような街を一部におくべき。	
絵画の展覧会やショー、ライブに対応する施設を設置するべき。	
(4) 消防署(空港分署)に関する意見	既存の蒲田消防署空港分署の移設等については、今後、関係者間で検討してまいります。
現在の場所に残すか、羽田5丁目、羽田旭町へ移転すべき。	
(5) ホテルに関する意見	宿泊施設の詳細については民間より提案を受けることとしています。
ロビーは空港と直結するべき。	
高級レストラン、備品、小売、売店を備えた施設とするべき。	
外国人が安心する外資系のホテル、もしくは温泉施設を併設したモダンな施設を設置するべき。	
インバウンド、アウトバウンド両面の航空旅客の利便性を意識したメニューの強化を行うべき。	
コンベンション機能が必要。	
(6) 複合業務施設に関する意見	複合業務施設の詳細については民間より提案を受けることとしています。
免税店、電化製品を取り扱う企業、大型スーパー、飲食店、各地の特産品を取り扱う企業、外国語に翻訳された漫画を置く本屋、服飾店、水族館、全国の産業振興拠点を誘致するべき。	
空港内で充足できない施設を導入するべき。	
商業機能は、外国人旅行者のニーズ等を充足させるべき。	

3. 都市基盤に関する意見

主な意見	意見に対する見解
(1) 環状8号線に関する意見	頂いたご意見を踏まえて検討を行ってまいります。
空港内道路の利便性や景観に配慮すべき。	
(2) 多摩川・海老取川沿いに関する意見	多摩川・海老取川沿いの景観や護岸の詳細については、本計画を踏まえ、検討が行われます。
100万本の桜、紅葉、向日葵、菜の花等を植樹するべき。	
護岸の上部は自転車や歩行者が利用でき、交流しやすく、賑わいの演出が可能な水辺空間としての整備を検討するべき。	
スーパー堤防を建設するべき。	
護岸は、第1ゾーン、第2ゾーン全体として整備を行うべき。	

主な意見	意見に対する見解
(3)ライフラインに関する意見 上水は通常の水道水よりも高度に処理をするべき。 水光熱料金が割高にならないようにするべき。 第2ゾーンについても、ライフラインを新設することを検討するべき。 ライフラインの能力は十分な余裕をもつべき。	ライフラインについては、本計画を踏まえ、関係者間において協議・検討が行われます。
(4)交通アクセスに関する意見 跡地周辺の交通ネットワーク整備や周辺の渋滞対策を実施するべき。 (跡地開発に合わせた鉄軌道やバスの)ダイヤ改正について検討するべき。 蒲田～空港間の東急線を進延するべき。 広域的及び周辺地域の道路交通ネットワークの充実・機能強化との関係も含めた関連計画・構想との調整をすぐを実施すること。 多摩川連絡路を整備するべき(するべきでない)。	本協議会とは別に検討される事項ですが、本協議会においても、周辺道路への影響や公共交通との関係を考慮し、関連計画・構想との調整を視野に入れながら跡地のまちづくりを進めていきます。
路面電車や電気カー、エコタクシー、エコバスを導入すべき。	路面電車については導入の予定はありませんが、今後の空港アクセスに関する意見として参考にさせていただきます。
(5)舟運に関する意見 高速定期船発着場の整備やお座敷船・観光船を使用可能にすることなど、跡地や空港と都心や観光地を結ぶ舟運を実現するべき。	跡地への海上交通の導入に関しては、本計画を踏まえ、参画することとなる事業者等において、事業実施段階に検討が行われることとなります。

4. まちづくりの進め方に関する意見

主な意見	意見に対する見解
(1)土地の所有に関する意見 大田区が所有するべき。 東京都が取得するべき。 土地取得に関する東京都の動きに対する大田区の動きを示すこと。	第1ゾーンは、主に大田区が過去の経緯を踏まえて取得する方向で検討することとし、東京都は、必要に応じて消防署用地等の確保を図ることとしています。今後、大田区と東京都は、これら取得、確保に当たっての様々な課題等について協力しながら検討を進めていきます。 第2ゾーンは、定期借地等の方法について、今後、関係者間において協議・検討を行っていきます。
(2)民間事業者に関する意見 売却＞普通借地＞定期借地(長期)＞定期借地(短期)の順に、参画する事業者の幅が広がる。 空港と連携が図れ、長期間に亘り運営の一環を担える事業者を選定するべき。 他社への事業継承を了承して欲しい。 提案等にかかる費用や時間に配慮するべき。 事業者側の採算性に配慮するべき。 導入機能が旅客ターミナルや他ゾーンと競合しないようにするべき。 第1ゾーンでも民間活力を活用すべき。 企業や団体の営利活動は空港跡地以外の施設で行うべき。 ガイドラインの策定等にあたっては、民間の意向も反映するべき。	第1ゾーンは、主に大田区が過去の経緯を踏まえて用地を取得する方向で検討しており、今後は公共用としての利用を基本としていきます。 第2ゾーンは、参画する事業者の募集方法や、諸条件について、今後詳細な検討を行い、整備・運営者の選定に向けたガイドラインの策定を行っていきます。 具体的な土地処分については、今後、関係者間において協議・検討を行っていきます。
(3)その他 特区制度の活用(多様なピザの発給・時間延長)、投資優遇策による産業立地などソフト面での充実も図ることが必要。 国際戦略総合特区として位置付け、京浜工業地帯を再生するべき。	今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

5. 計画(素案)全般に関する意見

主な意見	意見に対する見解
可能な部分から早期に事業化を行うことを望む。	本計画に定めているとおり、可能な部分から早期に事業化を行い、段階的にまちづくりを進めていきます。
推進計画には住民の意見が反映されていない。	本計画は、皆様からのご意見や有識者のご意見を伺いながら策定した基本計画を具体化した内容であり、今回も改めてご意見を募集させて頂いています。
地元優先のまちづくり、近隣住民の文化を引き継いだ開発を行うべき。	本計画は、基本計画において定めた、「空港を活かす」、「空港と連携する」、「周辺と調和する」3つの視点を踏まえ策定しています。
空港跡地が生じた経過に関する記述がほとんどされていないことが問題である。	本計画では、第1ゾーンの土地利用の基本的な考え方として、空港跡地発生などの経緯を踏まえています。
設置する施設の内容を明らかにする必要がある。	本計画に定めている施設の詳細は、今後検討されていくこととなります。開発フレームについては、類似の整備事例等を参考にして想定しています。
開発フレームの根拠を公開するべき。	
「親水ネットワーク」の意味がわからない。	ご意見を踏まえ、本文に説明を加えました。
「内際」という言葉が分かりづらい。	ご意見を踏まえ、本文の表現を変更しました。

6. その他の意見

主な意見	意見に対する見解
(1)ゾーニングに関する意見	本計画は、基本計画を踏まえ、空港跡地が不整形な土地であることや、導入する機能、航空法による高さ制限、環状8号線や地域内道路の円滑な交通処理などを勘案し、ゾーニングや街区構成を行っています。 また、「空港を活かす・空港と連携する・周辺と調和する」の3つを基本視点として、機能連携を図ったまちづくりを進めていきます。
第1ゾーン、第2ゾーンと区画を分けない方が良い。	
ゾーンごとに一体的な土地利用、開発、コンセプトデザインを行うべき。	
現時点では、道路線形を固定化させない方が良い。	
ゾーン間やゾーンと水際線との連続性を確保することは重要。ゾーンで(まちづくりを)区切らない方が良い。	
(2)第3ゾーンに関する意見	第3ゾーンは、本計画の対象外ですが、様々な空港関連施設のニーズの発生や変化に柔軟に対応するための空港連携ゾーンとして位置付けており、再拡張後の需要動向を見極めながら検討を行っていきます。
国際緊急援助隊基地を設置するべき。	
将来の国際便増便にそなえ、エプロンやスポット、駐機場等に使うことを前提とし、建物や航空機に関係の無い施設は設置するべきではない。	
バスターミナルとして活用するべき。	
(3)空港に関する意見	本計画の対象外ですが、空港に関してのご意見として、今後の参考にさせていただきます。
(空港を訪れた方を、)空港内に滞留させず、速やかに目的地(地方等)に移動させることが必要。	
外に出なくても1日、2日会議や買い物で過ごせる施設とするべき。	
旧整備場地区の遊休格納庫などを航空遺産の常時一般公開のために活用するべき。	
国際線ターミナルの増床は、第2ゾーンの開発と住み分けを行うべき。	
(4)周辺地域に関する意見	本計画の対象外ですが、周辺地域に関してのご意見として、今後の参考にさせていただきます。
京浜臨海部の企業間の連携、交流を促進するべき。	
環境改善(騒音・テレビ受信障害)の方針を示すべき。	
(5)その他	空港の保安上、公表することはできません。
既存ライフラインの現況が分かる資料を公表するべき。	